

令和5年10月

お客さま各位

横浜幸銀信用組合

預金規定改定のお知らせ

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当組合では、下記の預金規定の改定を行いますのでお知らせします。
なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいておりますお客さまにも適用されます
ので、予めご了承ください。
改定後の預金規定については、当組合ホームページにて掲載させていただきます。

記

1. 改定する預金規定
 - (1) 普通預金・貯蓄預金共通規定
 - (2) 総合口座規定

2. 改定日
令和5年12月1日（金）

3. 改定内容
別紙、新旧対照表参照

(別紙)

普通預金・貯蓄預金共通規定 新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	現 行
<p>1 2. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>(2) 前項の解約の手續きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため本人確認書類の提示等を求めることがあります。 この場合、この確認ができるまでは解約を行いません。</p> <p>(3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續きの場合、かつ当該預金口座残高が1万円に満たない場合には、通帳と当組合が別途定める本人確認書類の提示により、本人確認を行ったうえで、本人の署名をもって解約できることとします。</p> <p>(4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p>	<p>1 2. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>(2) 前項の解約の手續きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため本人確認書類の提示等を求めることがあります。 この場合、この確認ができるまでは解約を行いません。</p> <p>(3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續きの場合、かつ当該預金口座残高が1万円に満たない場合には、通帳と当組合が別途定める本人確認書類の提示により、本人確認を行ったうえで、本人の署名をもって解約できることとします。</p> <p>(4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p>

改 定 後	現 行
<p>② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合</p> <p>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑤ 法令で定める本人確認における確認事項または第11条第1項および第2項にもとづき預金者が回答もしくは届け出た事項について、預金者の回答または届出が偽りであることが判明した場合</p> <p>(5) 前3項および4項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業 E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F その他前各号に準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する</p>	<p>② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合</p> <p>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑤ 法令で定める本人確認における確認事項または第11条第1項および第2項にもとづき預金者が回答もしくは届け出た事項について、預金者の回答または届出が偽りであることが判明した場合</p> <p>(5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業 E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F その他前各号に準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する</p>

改 定 後	現 行
<p>行為をした場合</p> <p>A 暴力的な要求行為</p> <p>B 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>E その他前各号に準ずる行為</p> <p>(6) この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(7) 前各項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出印の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>行為をした場合</p> <p>A 暴力的な要求行為</p> <p>B 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>E その他前各号に準ずる行為</p> <p>(6) この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(7) 前4項および5項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出印の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>

以 上

総合口座規定 新旧対照表

(下線部分が改正箇所。)

改 正 後	現 行
<p>16. (解約等)</p> <p>(1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金残高があるときは、別途に定期預金証書を発行します。</p> <p>(2) 前項の解約の手續きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため本人確認書類の提示等を求めることがあります。</p> <p>この場合、この確認ができるまでは解約を行いません。</p> <p>(3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續きの場合、かつ当該預金口座残高が1万円に満たない場合には、通帳と当組合が別途定める本人確認書類の提示により、本人確認を行ったうえで、本人の署名をもって解約できるものとします。</p> <p>(4) 第13条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。</p> <p>(5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、<u>到達のいかんにかかわらず当組合が解約の通知を届出のあった氏</u></p>	<p>16. (解約等)</p> <p>(1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金残高があるときは、別途に定期預金証書を発行します。</p> <p>(2) 前項の解約の手續きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため本人確認書類の提示等を求めることがあります。</p> <p>この場合、この確認ができるまでは解約を行いません。</p> <p>(3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續きの場合、かつ当該預金口座残高が1万円に満たない場合には、通帳と当組合が別途定める本人確認書類の提示により、本人確認を行ったうえで、本人の署名をもって解約できるものとします。</p> <p>(4) 第13条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	現 行
<p>名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合 または預金口座名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第18条第1項に違反した場合</p> <p>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑤ 法令で定める本人確認における確認事項または第15条第1項および第2項にもとづき預金者が回答もしくは届け出た事項について、預金者の回答または届出が偽りであることが判明した場合</p> <p>(6) 前各項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A 暴力団</p> <p>B 暴力団員</p>	<p>(5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A 暴力団</p> <p>B 暴力団員</p>

改 正 後	現 行
<p>C 暴力団準構成員</p> <p>D 暴力団関係企業</p> <p>E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p>F その他前各号に準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A 暴力的な要求行為</p> <p>B 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>E その他前各号に準ずる行為</p> <p>(7) この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。</p> <p>(8) 前各項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>C 暴力団準構成員</p> <p>D 暴力団関係企業</p> <p>E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p>F その他前各号に準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A 暴力的な要求行為</p> <p>B 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>E その他前各号に準ずる行為</p> <p>(6) この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。</p> <p>(7) 前4項および5項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>

以 上